

洲本商工会議所 行 (FAX: 0799-24-1550) 又は (E-mail: sien@sumoto-cci.org)

事業復活支援金 事前確認依頼書兼チェックシート

以下について、必要事項のご記入及び確認・了承したものにを付した上で、FAX 又は E-mail にてお送りください。受信確認後、当所で内容を確認し、ご連絡いたします。

事業形態	<input type="checkbox"/> 中小法人 <法人番号(13桁)> <input type="checkbox"/> 個人事業者等 <代表者生年月日(西暦) 年 月 日>		
事業所名			
住所			
代表者名		担当者名	
Eメール			
申請ID	C	ID取得時に登録した電話番号	

ご記入頂いた情報は、本支援金の事前確認手続き及び当所の会員管理に使用いたします。

- 当事業所は、洲本商工会議所の会員である。
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、自らの事業判断によらずに売上が減少していたとしても、対象月の売上が基準月と比べて30%以上減少しなければ(申請特例を用いる場合は、その該当要件を満たさなければ)、事業復活支援金の給付要件を満たさないことを認識している。
- 対象月の売上が基準月と比べて30%以上減少していたとしても、事業復活支援金の趣旨・目的が該当しない理由により売上が減少している場合、事業復活支援金の給付要件を満たさないことを認識している。
- 事業を実施していない、サラリーマンやアルバイト、学生等は、事業復活支援金の給付対象でないことを認識している。
- 「公共法人」、「風営法上の性風俗関連として届出義務のある者」、「政治団体」、「宗教法人」、「暴力団を排除していない事業者」は給付対象外であることを認識している。
- 今後、事業を継続及び立て直しをする意思を持っていない場合や事業の継続及び立て直しのための取り組みを対象月以降に継続的に行っていない場合(廃業又は破産等を予定している場合等)は、給付要件を満たさないことを認識している。
- 事業復活支援金の申請に際して、「事業に関する書類(確定申告書、帳簿書類、通帳)その他の中小企業庁又は事務局が定める証拠書類等」は7年間保存する義務があり、また、当該書類等その他事務局が必要と認める書類等を事務局等から求められた場合に速やかに提出する必要があることを認識している。
- 事業復活支援金の不正受給又は無資格受給を行った場合や書類の保存義務・提出義務を遵守しなかった場合、事務局等の調査に応じなかった場合、宣誓・同意書に違反した場合には、事業復活支援金の受給資格を失い返還等の義務を負うなどするほか、特に不正受給の場合には受給額に延滞金及び2割の加算金を加えて返還する義務を負うことや、氏名等の公表、刑事告発等の措置がとられることがあることを認識している。
- 経済産業省ホームページに掲載されている「事業復活支援金の詳細について」を全て読み、内容を認識している。
- 代表者又は個人事業者等本人が宣誓・同意書を全て読んだ上で自署している。

記入日 令和4年 月 日 代表者又は個人事業主等署名(自署)

洲本商工会議所使用欄 売上減少の要因について確認した

会員番号		受信日		確認番号 発行日		担当者印	
------	--	-----	--	-------------	--	------	--